証券コード：1814

大末建設株式会社

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年６月23日（火曜日）
午前10時（午前９時に開場いたします。）

開催場所

大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
当社９階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

目次

第74回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
事業報告 …… 15
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 37
監査報告書 …… 39

COVID-19（新型コロナウイルス）感染防止に関するお願い

・COVID-19（新型コロナウイルス）が流行しております。株主様におかれましては流行状況やご自身の体調にご留意のうえ感染予防および拡散防止にご配慮いただき、議決権行使書面の郵送による議決権の事前行使のご協力をお願い申し上げます。
・ご出席される株主様には株主総会会場内にて手指の消毒及びマスク着用をお願い申し上げます。
・運営スタッフはマスクを着用してご対応させて頂きますので予めご了承ください。
・当趣旨に鑑み、手土産の配布を取り止めさせていただきます。ご理解くださいますようお願い申しあげます。
・本総会運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.daisue.co.jp/）に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

DAISUÉ

証券コード：1814
2020年６月５日

株主各位

大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
大末建設株式会社
代表取締役社長　村　尾　和　則

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席いただけない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月22日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1日　　時　2020年６月23日（火曜日）午前10時
［午前９時に開場いたします。］

2場　　所　大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号 当社９階会議室

3目的事項

報告事項
１．第74期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第74期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daisue.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  ①連結株主資本等変動計算書
  ②株主資本等変動計算書
  ③連結計算書類の連結注記表
  ④計算書類の個別注記表
  なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」「株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daisue.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

開催日時

2020年６月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年６月22日（月曜日）
午後５時30分までに到着

株主総会参考書類

議案及び参考事項

［第１号議案］ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		地位
1	日髙（ひだか） 光彰（みつあき）	再任	取締役会長
2	村尾（むらお） 和則（かずのり）	再任	代表取締役社長　執行役員社長
3	前田（まえだ） 延宏（のぶひろ）	再任	取締役　執行役員副社長
4	郷右近（ごうこん） 英弘（ひでひろ）	再任	取締役　執行役員副社長
5	片岡（かたおか） 基宏（もとひろ）	再任	取締役　執行役員
6	神谷（かみや） 國廣（くにひろ）	再任 社外 独立	社外取締役
7	作尾（さくお） 徹也（てつや）	再任 社外	社外取締役
8	佐藤（さとう） 徹（てつ）	再任 社外	社外取締役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	日髙 光彰（ひだか みつあき） （1948年５月９日生） 再任	1967年 ４月　当社入社 1999年 ２月　当社九州支店工事部長 2001年10月　当社大阪本店建築部長 2002年10月　当社大阪本店副本店長 2003年 ４月　当社執行役員 2004年 ６月　当社取締役 2005年 ５月　当社常務執行役員 2007年 ４月　当社マンション事業本部長 2010年 ４月　当社執行役員副社長 2011年 ４月　当社代表取締役社長 当社執行役員社長 2017年 ５月　当社経営企画部担当兼ＣＳＲ推進室担当 2019年 ４月　当社営業本部担当兼営業本部長 2020年 ４月　当社取締役会長（現任）	15,403株

取締役候補者とした理由

日髙光彰氏は、代表取締役社長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2004年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	村尾 和則（むらお かずのり） （1965年１月24日生） 再任	1988年 ４月　当社入社 2010年 ４月　当社西日本技術グループリーダー 2012年 ４月　当社大阪本店工事部長 2013年 ４月　当社執行役員 2015年 ４月　当社大阪本店長兼名古屋支店担当 2015年 ６月　当社取締役 2018年 ４月　当社常務執行役員 2019年 ４月　当社東京本店長 2020年 ４月　当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任）	5,151株

取締役候補者とした理由

村尾和則氏は、2015年から当社取締役として企業経営全般に従事し、2020年から代表取締役社長として職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	前田（まえだ） 延宏（のぶひろ） （1953年８月14日生） 再任	1972年 ４月　当社入社 2008年 ４月　当社建設事業本部大阪建設事業部副事業部長 2009年 ４月　当社執行役員 当社生産管理部担当 2011年 ４月　当社大阪マンション事業部長 2012年 １月　当社西日本技術グループリーダー 2012年 ４月　当社大阪本店技術部長 2013年 ４月　当社安全環境品質部担当 2015年 ４月　当社総務部担当（現任） 2015年 ６月　当社取締役（現任） 大末サービス株式会社（現大末テクノサービス株式会社）取締役 2015年10月　当社人事部担当（現任）兼監査部担当 2016年 ４月　当社常務執行役員 当社安全環境部担当（現任）兼生産管理部担当（現任） 2017年 ４月　当社ＣＳ部担当（現任） 2017年 ５月　当社システム部担当 2018年 ４月　当社専務執行役員 2020年 ４月　当社執行役員副社長（現任） 当社システム部担当（現任）	4,400株

取締役候補者とした理由

前田延宏氏は、営業・技術部門等の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2015年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	郷右近 英弘（ごうこん ひでひろ） （1960年６月15日生） 再任	1987年 ７月　当社入社 2009年 ３月　当社建設事業本部東京建設事業部長 2009年 ４月　当社執行役員 当社建設事業本部副本部長 2010年 ４月　当社東京建設事業部長 2012年 ４月　当社東京本店建設営業部長 2013年 ４月　当社大阪本店長兼名古屋支店担当兼大阪本店開発事業部長 2013年 ６月　当社取締役（現任） 2015年 ４月　当社東京本店長 2019年 １月　当社常務執行役員 2019年 ４月　当社大阪本店長（現任）兼名古屋支店担当（現任） 2020年 ４月　当社執行役員副社長（現任） 当社営業本部担当（現任）兼営業本部長（現任）	3,100株

取締役候補者とした理由

郷右近英弘氏は、営業部門等の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2013年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	片岡 基宏（かたおか もとひろ） （1965年８月11日生） 再任	1989年 ４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2015年 １月　同行玉造支店兼支社 支店長兼支社長 2018年 ５月　当社入社　執行役員（現任） 当社経営企画部担当（現任）兼ＣＳＲ推進室担当 2019年 ６月　当社取締役（現任） 2020年 ４月　当社監査部担当（現任）兼新規事業企画部担当（現任）	300株

取締役候補者とした理由

片岡基宏氏は、金融機関での任務を通じて、幅広い金融知識と豊富な経験を有し、2019年から当社取締役として経営企画部を担当し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	神谷 國廣（かみや くにひろ） （1944年8月16日生） 再任 社外 独立	1968年 4月　株式会社日立製作所入社 1999年 4月　同社経理センタ長 2000年 4月　同社財務一部長 2002年 6月　同社情報・通信グループCOO兼Eソリューション推進本部長 2004年10月　日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社代表取締役会長就任 2007年 3月　同社代表取締役会長退任 2007年 6月　日立マクセル株式会社取締役就任 監査委員長 2008年10月　社団法人日本監査役協会会計委員会委員 2009年 6月　同協会基本問題検討委員会専門委員 2010年 6月　日立マクセル株式会社取締役退任 2010年10月　社団法人日本監査役協会基本問題検討委員会専門委員及び会計委員会委員退任 2011年 6月　アンリツ株式会社社外監査役就任 2014年 6月　当社社外取締役（現任） 2015年 6月　アンリツ株式会社社外監査役退任	3,500株

社外取締役候補者とした理由

神谷國廣氏は、他社での取締役、監査役の任務を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2014年から当社社外取締役として職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	作尾 徹也（さくお てつや） （1955年8月13日生） 再任 社外	1981年 9月 旧ミサワホーム株式会社入社 2006年 6月 ミサワホーム株式会社執行役員 同社商品企画部長 2012年 6月 同社常務執行役員 同社ストック事業全般兼営業推進本部副本部長 兼ストック事業本部長 2014年 4月 同社商品開発本部長 2014年 6月 同社取締役（現任）兼ミサワホーム中国株式会社取締役（現任） 2016年 4月 同社商品開発・技術担当 2016年 6月 同社商品開発・技術・設計建設全般（現任） 2017年 4月 同社海外事業全般 2018年 4月 同社専務執行役員（現任） 2018年 6月 当社社外取締役（現任） 2019年 4月 ミサワホーム株式会社ＣＳ品質・生産・調達全般（現任）兼海外事業副担当（現任）兼ＭＡリファイニングシステムズ株式会社代表取締役社長（現任） 2019年 6月 テクノエフアンドシー株式会社代表取締役社長執行役員（現任）	ー株

社外取締役候補者とした理由

作尾徹也氏は、他社での取締役の任務を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただきたいため、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	佐藤（さとう）　徹（てつ） （1967年８月20日生） 再任 社外	1992年 ４月　旧ミサワホーム株式会社入社 2006年 ４月　ミサワホーム東関東株式会社資産活用事業部長 2017年 ４月　ミサワホーム株式会社開発事業部長 2017年12月　ふじがおか活々交流株式会社取締役 2018年 ６月　当社社外取締役（現任） 2018年10月　ミサワホーム株式会社執行役員 ストック推進・開発事業担当（現任）兼開発事業部長（現任）兼ミサワホーム不動産株式会社取締役（現任） 2019年 ４月　ＭＡリファイニングシステムズ株式会社取締役（現任）	－株

社外取締役候補者とした理由

佐藤　徹氏は、他社での資産活用業務の豊富な経験・情報力を当社の経営に反映していただきたいため、引き続き社外取締役候補者としております。

（注）１．上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．神谷國廣氏、作尾徹也氏、佐藤　徹氏の３名は社外取締役候補者であります。
３．神谷國廣氏、作尾徹也氏及び佐藤　徹氏と当社の間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。
４．神谷國廣氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
５．作尾徹也氏及び佐藤　徹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
当社独自の独立性基準は以下のとおりであります。

※独立社外取締役の独立性基準
当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。
（１）当社及びその連結子会社（以下当社グループという）の出身者（その就任の前10年間において）
（２）当社の大株主で総議決権数の10％を超える株主及びその業務執行者
（３）当社グループの主要な取引先で当社の連結売上高の３％を超える者の業務執行者
（４）当社グループから多額（１千万円超）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
（５）当社グループから多額（１千万円超）の寄付を受けている者
（６）当社グループの主要な借入先（連結総資産の５％超）又はその業務執行者（その就任の前10年間において）
（７）近親者（２親等以内）が上記（１）から（６）までのいずれかに該当する者
（８）過去５年間において、上記（２）から（５）までのいずれかに該当していた者
（９）上記に掲げる事項のほか、当社から独立した立場をもって社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される者

［第２号議案］監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役の３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	地位
1	林（はやし）　憲二（けんじ）　再任	取締役常勤監査等委員
2	中島（なかじま）　馨（かおる）　再任 社外 独立	社外取締役監査等委員
3	安岡（やすおか）　正晃（まさあき）　新任 社外 独立	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	林（はやし）　憲二（けんじ） （1947年５月７日生） 再任	1971年 ４月　当社入社 1997年 ５月　当社企画管理本部企画部長 1999年 ６月　当社取締役 2001年 ３月　当社取締役辞任 2001年 ４月　当社執行役員　九州支店長 2002年 ６月　当社取締役 2003年 ２月　当社人事部長 2004年 ４月　当社常務取締役　常務執行役員 2005年 ６月　当社取締役 2008年 ４月　当社公共関連事業部長兼名古屋支店担当 2010年 ４月　当社内部統制推進部担当兼管理部担当 2013年 ６月　当社常勤監査役 2014年 ３月　大末サービス株式会社監査役 テクノワークス株式会社監査役 2016年 ６月　当社取締役常勤監査等委員（現任）	11,104株

監査等委員である取締役候補者とした理由

林　憲二氏は、当社取締役の経験から、当社の経理・財務に関する事項の監視と、客観的かつ中立な立場で当社の経営全般に的確な助言をいただくための知識を有しております。また、2013年から常勤監査役、2016年から常勤監査等委員として適切に職務を遂行していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	中島（なかじま）　馨（かおる） （1940年10月１日生） 再任 社外 独立	1974年 ４月　弁護士登録（現在） 1994年 ４月　大阪弁護士会副会長 2002年 ５月　株式会社髙島屋社外監査役 2007年 ５月　株式会社髙島屋社外取締役 2007年 ６月　当社社外監査役 2016年 ６月　当社社外取締役監査等委員（現任）	1,100株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

中島　馨氏は、弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を有しております。また、2007年から当社監査役、2016年から当社監査等委員として適切に職務を遂行していることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	やすおか　まさあき 安岡　正晃 （1956年1月10日生） 新任 社外 独立	1979年 4月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2006年 5月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）　審査部長 2008年 6月　株式会社モビット（現　株式会社ＳＭＢＣモビット）　代表取締役社長 2013年 6月　三菱ＵＦＪニコス株式会社　常勤監査役 2015年 6月　ユニチカ株式会社　代表取締役専務執行役員（現任）	－株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

安岡正晃氏は、他社での取締役・監査役の任務を通じて、豊富な金融知識及び経営者としての経験と知識を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）1．上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2．中島　馨氏、安岡正晃氏は社外取締役候補者であります。
3．林　憲二氏、中島　馨氏と当社の間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本総会において両氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。また、安岡正晃氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4．中島　馨氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、安岡正晃氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
5．中島　馨氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって４年であります。
6．安岡正晃氏は、2020年６月26日（ユニチカ株式会社第210回定時株主総会開催日付）をもってユニチカ株式会社の取締役を退任される予定であります。

［第３号議案］補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
前田（まえだ）　春樹（はるき） (1948年１月２日生) 再任	1979年 ４月　弁護士登録（現在） 1989年 ９月　前田春樹法律事務所開設（現在） 2003年 ４月　大阪弁護士会副会長	－株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

前田春樹氏は、弁護士として培われた長年の経験・知識等を、当社の監査体制に十分活かしていただけるものと判断したためであります。

(注) １．上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．前田春樹氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．前田春樹氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
４．前田春樹氏は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以　上

ご参考

取締役会と監査等委員会の多様性（第１号議案、第２号議案が承認された場合）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者番号	氏名	社外	独立性（社外のみ）	当社が期待する知見・経験※					
				企業経営	財務会計	法務コンプライアンス	ＩＴ	営業	技術
1	日髙　光彰			●				●	●
2	村尾　和則			●				●	●
3	前田　延宏			●	●	●	●	●	●
4	郷右近　英弘			●				●	●
5	片岡　基宏			●	●	●		●	
6	神谷　國廣	●	●	●	●	●	●	●	
7	作尾　徹也	●		●				●	●
8	佐藤　徹	●		●				●	

※ 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査等委員である取締役候補者番号	氏名	社外	独立性（社外のみ）	当社が期待する知見・経験※					
				企業経営	財務会計	法務コンプライアンス	ＩＴ	営業	技術
1	林　憲二			●	●	●	●	●	
2	中島　馨	●	●			●			
3	安岡　正晃	●	●	●	●	●		●	

※ 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

（添付書類）

事業報告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、政府による各種政策の効果もあって緩やかな回復基調で推移いたしましたが、今年に入ってからは、世界的に広がる新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、輸出、生産が弱含み、内外経済を下振れさせるリスクが増加しており、金融資本市場の変動の影響を注視する必要があります。

当建設業界においては、住宅建設が弱含みで推移していくと見込まれ、建設費の動向は緩やかに下落し、労働力人口及び就業者数など雇用情勢への感染症の影響が危惧される状況が続いております。

このような情勢のなか、当社グループは、中期経営計画「DAISUĒ SINKA 2020」（2017年度～2019年度）の目標達成を目指して営業活動を展開した結果、当連結会計年度の経営成績は、受注高は61,017百万円（前連結会計年度比4.4％減）、売上高は65,167百万円（前連結会計年度比0.5％増）、繰越工事高は59,998百万円（前連結会計年度比5.2％減）となりました。利益面につきましては、営業利益が2,763百万円（前連結会計年度比29.1％減）、経常利益が2,770百万円（前連結会計年度比28.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益が1,897百万円（前連結会計年度比32.6％減）となりました。

受注高

第74期 61,017百万円

第73期 63,806百万円 前連結会計年度比 4.4％減

売上高

第74期 65,167百万円

第73期 64,864百万円 前連結会計年度比 0.5％増

経常利益

第74期 2,770百万円

第73期 3,882百万円 前連結会計年度比 28.6％減

親会社株主に帰属する当期純利益

第74期 1,897百万円

第73期 2,815百万円 前連結会計年度比 32.6％減

主な受注工事は、日本郵便株式会社：本郷郵便局模様替工事、三井不動産レジデンシャル株式会社：新宿区納戸町計画、エスリード株式会社：エスリード鶴見区焼野１丁目（Ａ棟・Ｂ棟）新築工事、穴吹興産株式会社：アルファステイツ表町新築工事、株式会社フージャースコーポレーション：西新祖原共同住宅計画新築工事等であります。

主な完成工事は、ミサワホーム株式会社：ＡＳＭＡＣＩ浦安富岡新築工事、東京建物株式会社：Ｂｒｉｌｌｉａ桜新町ＰＪ新築工事、三菱地所レジデンス株式会社・三交不動産株式会社：名古屋市昭和区広見町６丁目計画新築工事、西濃運輸株式会社：西濃運輸株式会社大阪西支店増築工事、大和ハウス工業株式会社：大阪市北区中崎西プロジェクト工事等であります。

なお、当社グループは、建設事業並びにこれらの付帯業務を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度の受注高、売上高及び繰越高

（単位　百万円）

区　分		前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	次連結会計年度繰越高
建設事業	建　築	63,297	60,590	63,962	59,924
	土　木	－	427	353	74
	計	63,297	61,017	64,315	59,998
不動産事業等		－	－	851	－

（注）当連結会計年度売上高は、建設事業については完成工事高、不動産事業等については不動産並びに労働者派遣業等の売上高によっております。

２．資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入、社債（ＣＳＲ私募債）の発行により運転資金の調達を行っており、当連結会計年度末における借入金、社債の残高は773百万円となりました。

なお当社は、資金調達の機動性を確保するため、株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間で7,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、その借入実行残高は100百万円であります。

３．対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、あらゆる産業で企業活動が大幅に縮小する事態に及んできており、経済停滞の長期化は必至の情勢となっています。

建設業界におきましても、この影響は、中国産建材の確保難や工事中断による工程遅延のみならず、一部工事発注の見合わせなどにも波及してきており、業界を取り巻く環境は、より厳しさを増していくものと予想されますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

このような情勢のなか、当社グループは、2030年ビジョン「安心と喜びあふれる空間を創造する会社」を策定し、2030年に連結売上高1,000億円を目指してまいります。その第一ステップとして、2020年度を初年度とする新中期経営計画「Challenges for the future」（2020年度～2022年度）では、当社の柱であるマンション事業を堅持しつつ、一般建設事業とリニューアル事業を成長の原動力として、最終年度となる2023年3月期には連結売上高700億円を目指してまいります。

また、お客様の満足を実現するために、株主、協力会社、地域社会等の皆様と共生し、社員と家族が安心できる、誇りとやりがいをもって働ける組織づくりを目指してまいります。

さらに、今後も安定した配当を継続するための財務体質の強化、継続的な発展を可能にする人材育成に注力し、企業価値の更なる向上に努めてまいりますとともに内部統制の強化、コンプライアンスの徹底等、社会的責任への対応も継続し、建設業を通じて豊かな人間生活に貢献すべく、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも変らぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

4．財産及び損益の状況の推移

区　分	第71期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）	第72期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）	第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）	第74期（当連結会計年度）（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
受注高（百万円）	59,213	72,866	63,806	61,017
売上高（百万円）	64,539	52,872	64,864	65,167
経常利益（百万円）	4,168	2,629	3,882	2,770
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,547	1,848	2,815	1,897
1株当たり当期純利益（円）	339.47	176.96	269.58	181.12
総資産（百万円）	39,815	38,099	43,622	41,406
純資産（百万円）	11,882	13,853	16,421	17,632

（注）「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

■ 受注高　（単位：百万円）

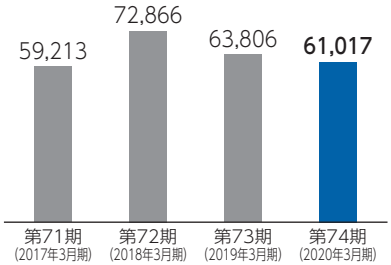

■ 売上高　（単位：百万円）

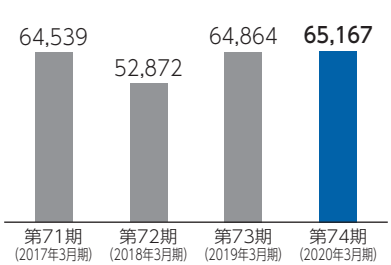

■ 経常利益　（単位：百万円）

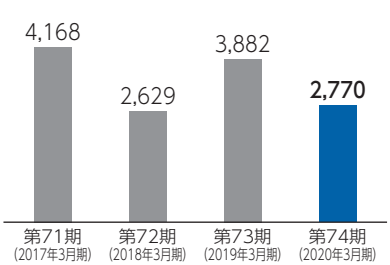

■ 親会社株主に帰属する当期純利益　（単位：百万円）

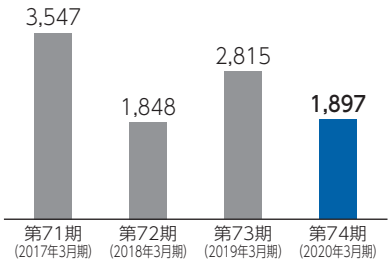

■ 1株当たり当期純利益　（単位：円）

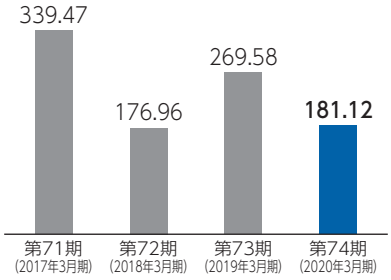

■ 総資産／純資産　（単位：百万円）

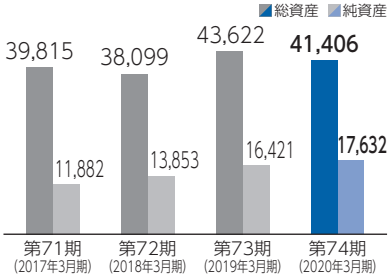

5．重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
大末テクノサービス株式会社	50百万円	100%	建設事業、不動産管理業、労働者派遣業、警備業、保険代理業
や す ら ぎ 株 式 会 社	50	100	訪問看護事業

（注）当社の連結子会社は、上記の２社であります。

6．主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者「（特－１）第2700号」として国土交通大臣の許可を受け、土木建築並びにこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「（15）第139号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

また、連結子会社である大末テクノサービス株式会社は、建設業法により特定建設業者「（特－29）第22512号」として国土交通大臣の許可を受け、土木建築並びにこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「（１）第9250号」として国土交通大臣の免許及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律によりマンション管理業者「（３）第63646号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行うほか、保険の代理業等の事業を行っております。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律により一般労働者派遣業を行う者「般27－030225」として厚生労働大臣の免許を受け、労働者派遣に関する事業を行うほか、警備業法により大阪府公安委員会認定「第62002382号」を受け、警備業を行っております。やすらぎ株式会社は、介護保険法により東京都「29福保高介第2127号」の指定を受け、訪問看護事業を行っております。

7．主要な営業所

（1）当社の主要な営業所

本社・大阪本店	大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号		
東京本店	（東京都江東区）	中四国支店	（高松市）
東北支店	（仙台市青葉区）	九州支店	（福岡市博多区）
名古屋支店	（名古屋市北区）		

（2）子会社の主要な営業所

大末テクノサービス株式会社	（大阪市中央区）
やすらぎ株式会社	（東京都江東区）

8．使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
580名	8名増

9．主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	272百万円
株式会社静岡中央銀行	250
株式会社山陰合同銀行	94
株式会社池田泉州銀行	66
株式会社徳島大正銀行	20

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1．発行可能株式総数　42,456,900株

2．発行済株式の総数　10,614,225株

3．株主数　10,333名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ミサワホーム株式会社	2,042千株	19.46%
双日株式会社	618	5.90
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS－AIFM	551	5.26
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	390	3.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	390	3.72
株式会社三菱UFJ銀行	387	3.69
大末建設株式会社大親会持株会	254	2.42
株式会社大京	239	2.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	238	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	217	2.07

（注）持株比率は、自己株式（119,434株）を控除して算出しております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	日髙光彰	営業本部担当兼営業本部長
取締役 専務執行役員	前田延宏	総務部担当兼人事部担当兼安全環境部担当 兼生産管理部担当兼ＣＳ部担当
取締役 常務執行役員	村尾和則	東京本店長
取締役 常務執行役員	郷右近英弘	大阪本店長兼名古屋支店担当
取締役 執行役員	小澤和夫	監査部担当兼システム部担当兼ＣＳＲ推進室担当
取締役 執行役員	片岡基宏	経営企画部担当
取締役	神谷國廣	
取締役	作尾徹也	ミサワホーム株式会社　取締役専務執行役員 ミサワホーム中国株式会社　取締役 ＭＡリファイニングシステムズ株式会社　代表取締役社長 テクノエフアンドシー株式会社　代表取締役社長執行役員
取締役	佐藤徹	ミサワホーム株式会社　執行役員 ミサワホーム不動産株式会社　取締役 ＭＡリファイニングシステムズ株式会社　取締役
取締役 （常勤監査等委員）	林憲二	
取締役 （監査等委員）	中島馨	弁護士 株式会社髙島屋　社外取締役
取締役 （監査等委員）	藤野英男	

（注）１．取締役神谷國廣、作尾徹也、佐藤　徹、取締役（監査等委員）中島　馨及び藤野英男の各氏は社外取締役であります。
２．取締役神谷國廣、取締役（監査等委員）中島　馨及び藤野英男の各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
３．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、林　憲二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4．2020年４月１日以降に地位及び担当等の異動があった取締役は、次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
日髙光彰	代表取締役社長 執行役員社長 営業本部担当 兼営業本部長	取締役会長	2020年４月１日
村尾和則	取締役 常務執行役員 東京本店長	代表取締役社長 執行役員社長	2020年４月１日
前田延宏	取締役 専務執行役員 総務部担当 兼人事部担当 兼安全環境部担当 兼生産管理部担当 兼ＣＳ部担当	取締役 執行役員副社長 総務部担当 兼人事部担当 兼システム部担当 兼安全環境部担当 兼生産管理部担当 兼ＣＳ部担当	2020年４月１日
郷右近英弘	取締役 常務執行役員 大阪本店長 兼名古屋支店担当	取締役 執行役員副社長 営業本部担当 兼営業本部長 兼大阪本店長 兼名古屋支店担当	2020年４月１日
小澤和夫	取締役 執行役員 監査部担当 兼システム部担当 兼ＣＳＲ推進室担当	取締役 執行役員 東京本店 東北支店長	2020年４月１日
片岡基宏	取締役 執行役員 経営企画部担当	取締役 執行役員 経営企画部担当 兼監査部担当 兼新規事業企画部担当	2020年４月１日

5．当社は、執行役員制度を導入しております。2020年４月１日現在の執行役員は以下のとおりであります。

執行役員社長	村尾　和則	執行役員	小澤　和夫
執行役員副社長	前田　延宏	執行役員	片岡　基宏
執行役員副社長	郷右近英弘	執行役員	鶴　浩一郎
		執行役員	木原　辰巳
		執行役員	中村　光正
		執行役員	石丸　将仁
		執行役員	三宅　嘉徳
		執行役員	林　正彦
		執行役員	下戸　康正
		執行役員	松田　健城

２．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である各取締役は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款に基づき、各社外取締役及び監査等委員である各取締役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償責任を負う場合において善意でかつ重大な過失がないときは、当社への損害賠償責任を法令に定める一定の範囲に限定する契約を締結しております。

3．取締役の報酬等

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く）	9名	150百万円
取締役（監査等委員）	3	26
合計（うち社外役員）	12 (5)	176 (18)

（注）1．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年６月24日開催の第70回定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。
2．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月24日開催の第70回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。
3．中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する業務執行取締役の貢献意欲を高めることを目的に、従来の役員報酬の７割を固定報酬（定期同額給与）とし、３割を変動報酬（利益連動給与）とする業績連動型の報酬制度を導入しております。このうち、固定報酬については、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会にて、各取締役の業績評価を行い、その答申をもとに取締役会で報酬額を決定することとしております。なお、2019年７月より、直近２年間の連結営業利益の平均額が20億円以上の場合は、役位ごとに固定報酬を増額しております。また、変動報酬については、下記の計算方法にて算出することとしております。

（1）変動報酬の支給対象
変動報酬の支給対象となる取締役は、法人税法第34条第１項第３号に規定される業務執行取締役であり、社外取締役は含みません。

（2）変動報酬の支給条件
業務執行取締役に支給する変動報酬は、（ア）連結営業利益が５億円以上かつ、（イ）配当を行った場合のみ、これを支給いたします。

（3）変動報酬の計算方法
業務執行取締役に支給する変動報酬は、以下のとおり、取締役の役位に応じて定められた係数をもとに計算しております。法人税法第34条第１項第３号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」については、当該事業年度の連結営業利益としております。
変動報酬の算定式
連結営業利益×0.36％×各業務執行取締役の役位別係数
（ただし、千円未満を切捨てとする。）
業務執行取締役の役位別係数

役位	役位別係数
取締役会長	0.85
取締役社長	1.00
取締役副社長執行役員	0.80
取締役専務執行役員	0.75
取締役常務執行役員	0.70
取締役執行役員	0.65

（4）変動報酬の上限額
業務執行取締役に支給する変動報酬の額は、それぞれ取締役会長18,360千円、取締役社長21,600千円、取締役副社長執行役員17,280千円、取締役専務執行役員16,200千円、取締役常務執行役員15,120千円、取締役執行役員14,040千円を超えない金額とします。
なお、連結営業利益が60億円以上の場合は、連結営業利益を60億円として変動報酬を計算します。

（5）留意事項
取締役の在籍期間が12ヶ月に満たない場合は、職務執行期間を満了した場合の変動報酬額を、在籍月数で按分計算した金額を支給するものとし、１ヶ月に満たない日数については、在籍日数で日割計算した金額を支給するものとします（ただし、千円未満を切捨てとする。）。なお、期末後から定時株主総会（定時株主総会の日を含む。）までの退任については、当該期間における変動報酬は支給いたしません。

4．社外役員に関する事項

（1）他の会社の重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職先会社名及び兼職の内容
取締役	作尾徹也	ミサワホーム株式会社　取締役専務執行役員 ミサワホーム中国株式会社　取締役 ＭＡリファイニングシステムズ株式会社　代表取締役社長 テクノエフアンドシー株式会社　代表取締役社長執行役員
取締役	佐藤徹	ミサワホーム株式会社　執行役員 ミサワホーム不動産株式会社　取締役 ＭＡリファイニングシステムズ株式会社　取締役
取締役（監査等委員）	中島馨	弁護士 株式会社髙島屋　社外取締役

（注）1．作尾徹也、佐藤　徹の両氏は、資本業務提携先であり、その他の関係会社であるミサワホーム株式会社及びその連結子会社の取締役又は執行役員であります。その他両氏の兼務先と当社の間には特別な関係はありません。
2．株式会社髙島屋と当社との間に特別な関係はありません。

（2）当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	神谷國廣	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。
取締役	作尾徹也	当事業年度開催の取締役会14回のうち７回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。
取締役	佐藤徹	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、他社での豊富な経験と知見に基づき、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。
取締役（監査等委員）	中島馨	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士として、永年、法曹界で培ってきた広範な知識・経験等から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換並びに監査に関する重要事項の審議等を行っております。
取締役（監査等委員）	藤野英男	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、金融機関及び他社での取締役や監査役を歴任して培った、豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換並びに監査に関する重要事項の審議等を行っております。

Ⅳ．会計監査人の状況

１．名　称　太陽有限責任監査法人

２．報酬等の額

区　分	報　酬　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載いたしております。

３．監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

４．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が、会社法第340条第１項及び第５項の規定により会計監査人を解任いたします。その場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、当社取締役会は監査等委員会の決定に基づき、株主総会に議案を提出いたします。

Ⅴ．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、次のとおりであります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員が企業活動の基本的な考え方を表した「大末建設グループ行動規範」を率先して垂範すると共に、当社グループの取締役及び使用人に繰り返し伝えることにより企業倫理の浸透に努め、コンプライアンスが企業活動の前提である事を徹底しております。

また、企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因分析と再発防止策について取締役会及び監査等委員会に報告を行っております。通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を社内と社外に設け、通報者に不利益な扱いはしない事を定めるとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

定期的に内部監査部門による監査を実施し、関連法規及び社内規則の遵守の徹底とリスク思考に基づく内部統制の検証を図ることとしております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理することとしております。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとしております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」を制定しております。本規程は、当社及び関係会社のリスクを予防し、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限にくい止め、再発を防止し、当社グループの企業価値を保全することを目的としております。本規程に基づき、経営企画部担当役員を委員長とするリスク管理委員会を開催するほか、重大なリスクが発生する場合には適宜開催し、その対策等については取締役会に報告をすることとしております。各部門別にリスク管理責任者を置いて、リスク管理を適切に行い、リスク発生の回避に努め、損失を最小限にくい止めるための対策を講じております。

当社は、「危機管理マニュアル」を制定し、リスク管理委員会が、安全確保及び事業継続面において、非常事態が避けられないと判断した場合は、代表取締役社長を対策本部長とする危機

管理対策本部を設置し、損失拡大の防止と企業価値の保全に努めるものとしております。また、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定しております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を導入し、権限と責任を明確にしております。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、また、執行役員会を開催しております。

さらに、経営に関する重要事項については、必要に応じて社長の諮問機関である経営会議での検討を経て、取締役会で執行決定を行うものとし、決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて、適宜報告しております。

（5）当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑷ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。

⑹ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、経営企画部を子会社の管理部門として定期的に指導、管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議しております。

⑹ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ各社が社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、業務の専門化・高度化を図っております。また、この体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定の迅速化を図っております。

⑹ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「大末建設グループ行動規範」を作成し、当社グループの全ての取締役及び使用人に周知徹底しております。定期的にコンプライアンス通信を発行し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の啓蒙を図っており、社内と社外にコンプライアンス・ホットラインを設け、不正行為の早期発見と是正に努めております。

（6）監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は内部監査部門に所属する使用人とし、監査等委員会は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

また、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事考課については監査等委員会の意見を聴取し、尊重するものとします。

(b) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の職務を補助する事項に対して監査等委員会の指示命令に従うこととしております。

（7）監査等委員会への報告に関する体制

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとします。

(b) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

(c) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

⑷　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担するものとします。

（8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、必要に応じて、重要な会議に出席することができ、また意見を述べることができるものとしております。さらに、監査等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる体制にしております。

（9）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築するとともに、不備があれば必要な是正を行います。

（10）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「大末建設グループ行動規範」において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与しないことを基本方針としております。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素から外部の専門家や専門機関との緊密な連携関係を構築します。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業活動の理念・基本的な考え方を表した「経営理念」「大末建設グループ行動規範」を朝礼や週礼で繰り返し斉唱を行い、社内へ浸透させる活動を行っています。また、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、向上のため、コンプライアンスリーダーの選任に加え、毎月コンプライアンス便りの発行、コンプライアンスディスカッションの実施とディスカッションで出てきた意見や質問にもタイムリーにフィードバックしています。さらにコンプライアンス研修も実施し、社内への浸透を図っています。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定め、文書又は電磁的媒体にて閲覧できる体制としています。取締役会の資料と議事録は閲覧できるよう、イントラネットを活用しています。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規程」を制定し、定期及び臨時にリスク管理委員会を開催し、リスクの低減、損失の最小化を図っています。また、ＢＣＰ（事業継続計画）を更新し、監督官庁からの認定を受けています。年１回のＢＣＰ机上訓練に加え、年３回の安否確認訓練、年１回の避難訓練も定期的に行っています。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、毎月取締役会、執行役員会を行うとともに、経営上重要な事項については、随時経営会議、人事・組織委員会を開催し、協議、報告を行っています。

また、代表取締役社長、社外取締役で構成する任意の「報酬諮問委員会」「指名諮問委員会」を設置し、役員の報酬、指名については、各委員会の答申に基づき、取締役会で決議する体制としています。

（5）当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に従い、管理部門である経営企画部から四半期ごとに関係会社の状況について取締役会に報告するほか、関係会社と定期的なヒアリングを通じて指導管理することによって当社グループ全体のリスクマネジメントを推進しています。

（6）監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査部から、監査等委員会を補助すべき使用人を２名配属し、監査等委員会の監査業務の実効性を高めるための体制を敷いています。また、人事考課、異動については常勤監査等委員の意見を確認するよう、就業規則に定めています。

（7）監査等委員会への報告に関する体制

監査部による内部監査については、その都度、実施結果を監査等委員会に報告しています。また、従業員等から監査等委員会へ報告することによって、不利な扱いを受けないよう就業規則に定めています。

（8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

経営会議等社内の重要な会議については、開催の都度、案内通知と会議資料の提供をしています。また、その他の重要書類についても監査等委員会へ回付するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を整えています。

（9）財務報告の信頼性を確保するための体制

監査法人の四半期ごとのレビュー結果を各本支店にフィードバックし、財務報告において不正や誤謬が発生しないための体制を構築しています。金融商品取引法に係る整備・運用状況については有効と評価されており、財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに直接繋がるものはなく、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しています。

（10）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、新規取引先には反社会的勢力の確認を義務付けするなど、反社会的勢力を排除する取組みを行っています。

Ⅶ. 配当政策

株主に対する配当の基本的な方針は、株主の裾野拡大を視野に入れた持続的・安定的な株主還元を念頭に、当期の業績、将来の見通し等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

配当の決定機関は、株主総会または取締役会であります。当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり年40円（中間配当20円、期末配当20円）とさせていただきました。また、次期の配当につきましても、年40円（中間配当20円、期末配当20円）とする予定であります。

今後も安定配当に向けての経営基盤の強化と持続的成長のための施策に取り組んでまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**36,625**
現金預金	10,008
受取手形・完成工事未収入金等	24,706
電子記録債権	636
販売用不動産	506
未成工事支出金	492
その他	288
貸倒引当金	△13
固定資産	**4,780**
有形固定資産	**1,628**
建物・構築物	1,080
機械、運搬具及び工具器具備品	490
土地	952
減価償却累計額	△894
無形固定資産	**159**
投資その他の資産	**2,992**
投資有価証券	1,427
長期貸付金	29
繰延税金資産	893
その他	643
貸倒引当金	△0
資産合計	**41,406**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**21,169**
支払手形・工事未払金等	7,367
電子記録債務	9,009
短期借入金	100
１年内返済予定の長期借入金	261
１年内償還予定の社債	20
未払法人税等	320
未成工事受入金	2,022
完成工事補償引当金	408
賞与引当金	276
工事損失引当金	223
その他	1,158
固定負債	**2,605**
社債	10
長期借入金	381
退職給付に係る負債	2,204
その他	9
負債合計	**23,774**
（純資産の部）	
株主資本	**17,643**
資本金	**4,324**
資本剰余金	**4**
利益剰余金	**13,414**
自己株式	**△99**
その他の包括利益累計額	**△11**
その他有価証券評価差額金	**164**
退職給付に係る調整累計額	**△176**
純資産合計	**17,632**
負債純資産合計	**41,406**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	64,315	
不動産事業等売上高	851	**65,167**
売上原価		
完成工事原価	58,895	
不動産事業等売上原価	654	**59,549**
売上総利益		
完成工事総利益	5,420	
不動産事業等総利益	197	**5,618**
販売費及び一般管理費		2,854
営業利益		**2,763**
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	54	
その他	9	**75**
営業外費用		
支払利息	8	
支払手数料	56	
その他	3	**68**
経常利益		**2,770**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	**0**
税金等調整前当期純利益		**2,771**
法人税、住民税及び事業税	930	
法人税等調整額	△56	874
当期純利益		**1,897**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,897**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**35,103**
現金預金	8,856
受取手形	1,092
電子記録債権	636
完成工事未収入金	23,288
販売用不動産	504
未成工事支出金	446
前払費用	84
その他	203
貸倒引当金	△9
固定資産	**5,013**
有形固定資産	**1,428**
建物	790
減価償却累計額	△256
構築物	17
減価償却累計額	△14
工具器具・備品	198
減価償却累計額	△127
土地	813
リース資産	24
減価償却累計額	△17
無形固定資産	**153**
ソフトウエア	132
その他	21
投資その他の資産	**3,431**
投資有価証券	1,395
関係会社株式	525
従業員に対する長期貸付金	29
前払年金費用	426
繰延税金資産	765
その他	289
資産合計	**40,116**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**20,786**
支払手形	33
電子記録債務	9,009
工事未払金	7,085
短期借入金	100
１年内返済予定の長期借入金	261
１年内償還予定の社債	20
リース債務	3
未払法人税等	317
未成工事受入金	1,984
預り金	746
完成工事補償引当金	352
賞与引当金	261
工事損失引当金	223
その他	386
固定負債	**2,385**
社債	10
長期借入金	381
リース債務	4
退職給付引当金	1,985
その他	4
負債合計	**23,172**
（純資産の部）	
株主資本	**16,780**
資本金	4,324
資本剰余金	4
その他資本剰余金	4
利益剰余金	12,551
利益準備金	99
その他利益剰余金	12,451
繰越利益剰余金	12,451
自己株式	△99
評価・換算差額等	**163**
その他有価証券評価差額金	163
純資産合計	**16,943**
負債純資産合計	**40,116**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	63,075	
不動産事業等売上高	－	**63,075**
売上原価		
完成工事原価	57,810	
不動産事業等売上原価	0	**57,810**
売上総利益		
完成工事総利益	5,264	
不動産事業等総損失（△）	△0	**5,264**
販売費及び一般管理費		2,576
営業利益		**2,687**
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	53	
受取地代家賃	32	
その他	3	**100**
営業外費用		
支払利息	8	
支払手数料	56	
その他	25	**90**
経常利益		**2,697**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	**0**
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税引前当期純利益		**2,698**
法人税、住民税及び事業税	909	
法人税等調整額	△65	843
当期純利益		**1,854**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

大末建設株式会社
取締役会　御中

2020年５月19日

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巌　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　居　一　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大末建設株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大末建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

大末建設株式会社
取締役会　御中

2020年5月19日

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒井　巌　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土居一彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大末建設株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

大末建設株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　林　　憲二　㊞

監査等委員　中島　　馨　㊞

監査等委員　藤野英男　㊞

(注) 監査等委員　中島　馨及び藤野英男の両名は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会 場

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
久太郎町恒和ビル９階　当社会議室
TEL　06（6121）7121

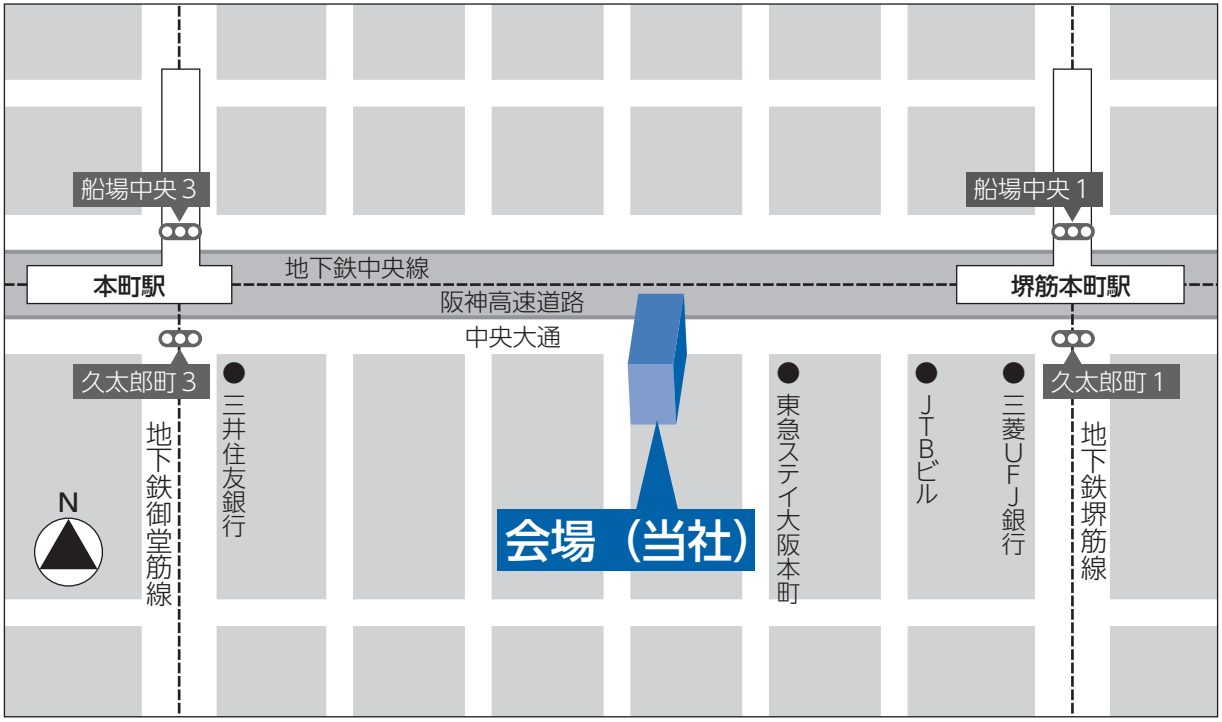

交 通

■地下鉄堺筋本町駅（11番出口）… **徒歩４分**
■地下鉄本町駅（12番出口）…… **徒歩７分**

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022337
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。